

# 効果的な公害防止取組促進について

(川崎市環境局公害部)

## 1 川崎市公害部の組織体制の変遷

平成10年度：指導課、大気課、水質課、騒音振動課、自動車対策課、公害監視センター、公害研究所
平成15年度：騒音振動課内の悪臭担当を大気課に、公害監視センター内の水質発生源担当を水質課に
平成16年度：大気課、水質課、騒音振動課及び監視センターの発生源部門を統合して「環境対策課」に、指導課内化学物質担当を「化学物質対策課」に、自動車対策課と騒音振動課の移動発生源を統合し「交通環境対策課」に

## 2 現行の事業所指導体制

平成19年9月末

	環境対策課 (課長、主幹、事務担当1)	
班・グループ組織 (人数)	大気(8人+非常勤嘱託職員1人)	水質(3人)
届出審査	許認可担当は係長1名、係員2名の計3名 地区別に担当者を割り振っている。 書類審査(施設規模、施設構造図面、排出濃度(計画値)など)	許認可担当は係長1名、係員2名の計3名 規模・地区別に担当者を割り振っている。 書類審査(施設規模、施設構造図面、排水濃度など)
立入検査	施設設置・変更等確認 立入測定(委託調査により年20件程度) テレメータ点検立入(年18件) 苦情対応の立入(88件) 条例指導指針はあるが具体的マニュアルなし	採水検査(事業所当り1~2回/年) 精密調査(事業所当り1回/2年) テレメータ点検立入 苦情対応の立入 条例指導指針はあるが具体的マニュアルなし
報告徴収	大気汚染物質排出量実績報告(大防法ばい煙発生施設及び一部の市条例施設) 施設の稼働変更、機器調整等は事前の電話連絡 事故時、トラブル時、基準値超過時には紙面で報告を要請	水質総量規制汚濁負荷量測定結果報告(1回/月) 排出量総合調査 事故時、トラブル時、基準値超過時には紙面で報告を要請
その他 収集データの活 用法など	報告徴収した大気汚染物質排出量実績報告の活用は次のとおり。 市全体の年間排出量を集計し、経年推移を把握し、施策の基礎資料とする。 発生源データをシミュレーションに活用 市条例年規制対象事業所については、事業所ごとの排出量と年規制値を比較、達成状況を評価 立入測定の際に事業所で保管している計量証明書との照合を行う。 国、県へ報告	報告徴収した 及び の活用は次のとおり。 発生負荷量調査の基礎資料とする。 立入調査時の基礎資料とする。 国、県へ報告

### 3 川崎市の事業所指導の現状

平成19年3月末

大気		水質	
大防法ばい煙発生施設届出 事業所数 482	ばい煙発生施設 1,655(内ボイラー810,ディーゼル機関 287,石油加熱炉125,金属加熱炉 110,ガスタービン 104 等)	水質汚濁防止法届出事業所 数 757 (内排水量 400m3 / 日以上 43, 50 - 400m3 / 日未満 20, 50m3 / 日未満 694)	主な業種(洗濯 217,食料品 製造 82,金属製品製造 47, 化学工業 36,窯業・土石製 品製造 20 等)
公害防止管理者等選任届出 工場数 112	大気関係 74	水質関係 73	ダイオキシン関係 3
総量規制対象	SOx 71 事業所(H19.6月)	水質総量規制対象 63 事業所	
	NOx 36 事業所(H19.6月)		
市条例対象事業所	NOx・PM(粒子状物質) 年規制 53事業所		
テレメータ対象事業所	NOx 23、SOx 14	18	
市条例関連報告徴収	大気関連 433	水質関連 854	
市条例関係立入検査 内行政側立入測定	大気関連 200 / 年 20 施設 / 年 程度	水質関連 478	
市条例関連改善等指示	大気関連 100	水質関連 24	勧告、公表は 0

### 4 大手事業場における不適正事例及び公害防止に向けた市の取組事例

事例	概要	推測される原因
脱硝施設の不適正管理 (基準値超過)	基準値超過で連絡をとったところ、アンモニア投入量の変動によるものと判明し、即対応を図った。	管理不徹底、チェック機能や責任感の欠如(経費節減を優先して発生するケースも考えられる)
工場内システムの理解不足 (送信データ異常)	濃度低下が著しく、原因はテレメータの市への送信信号劣化と判明したが、根本の原因究明・復旧に半年かかった。	知識不足、責任の転嫁(システムメーカーの責任とした)
測定時における操業条件の変更	基準値超過の自主報告により過去の測定結果を調査したところ、ばい煙測定時には基準超過が出ないよう焼却物を選別するなど、通常時に比べ特段の配慮をしていた。	通常時に基準値超過の可能性がある。
<b>市の取組事例</b>		
<p>水質総量規制対象工場に対し、市が研修会、見学会等呼びかけ、その中で事業者からの事故や基準超過事例及びその対応策の発表や意見交換等を行うことにより相互の意識を高め、再発防止策としている。</p> <p>今年度は、近隣自治体の若手職員にも声をかけて工場立入検査を実施した。</p>		
<p>テレメータ対象工場には要綱で規定した月1回のデータチェック及び実績報告等を求め、事業者との連絡を密にしている。メールによる連絡等も受け付けており、工場担当者とのコミュニケーションを深めている。</p>		
<p>昨年データの捏造の報道後、直ちにテレメータ対象工場にシステム適正管理の周知徹底を依頼。その後、国の検討会やガイドラインのパブコメ等の情報を収集し、事業者にも周知を図った。</p>		

## 5 基準値遵守状況及び不適正事案要因の調査

昨年の「不適正事案」は事故詳細調査等や自主的調査の報告により明らかになったが、事業者には「基準値超過ごとに報告する義務」はなく、過去から継続されてきた事例であった。他にも施設更新や管理見直しがなされず超過可能性の高い施設が潜在している可能性はあるため、現状を正確に把握する必要がある。(国は工場、自治体にアンケートを実施)

基準値超過という事実のみに着目するのではなく、現状において基準値超過が発生する要因を分類し、運転管理上コントロールの難しい「超過」、対策により防止可能な「超過」、事故等による「超過」及び「違反」を明確にして実態に即した対応策を検討するべきではないか。

### 客観的な基準値遵守状況把握の徹底

- ・ 法対象工場のうち排出実態が基準値ぎりぎりの施設及びその要因と管理実態
- ・ 工場内における基準値遵守のための運転管理状況
- ・ 現況における民間測定業者の測定受託状況、測定業者から見た客観的な基準値遵守状況
- ・ 自治体の監視体制や報告徴収の実態、指導実績、自治体間の対応の相違

### 不適正事例の分類

- ・ 経費節減目的などにより設備投資の忌避や対応を怠った悪質な事例
- ・ 安定した燃焼コントロールが困難で、濃度変動が大きく超過した事例
- ・ 管理システムが不十分で見落としした事例や操作ミス等によるもの
- ・ 天災や事故等により管理不能であった事例
- ・ 「基準値超過」発覚後、隠蔽や虚偽の報告などによる悪質な対応をした事例
- ・ 「基準値超過」発覚後、すぐに適切な対応をとった事例 など

### 対応策の検討

国の通達、疑義照会事例やこれまでの自治体の取組み等を参考とし、それぞれの対応策を検討する。

- ・ 国や自治体が行う基準値超過に係る公表について整理する。(操業停止等の行政処分が課せられた事例、データ改ざん等対応が悪質であることが判明した事例等)
- ・ 事例が判明した場合、自治体が県や国に報告すべき事例について整理する。
- ・ 事業者が自治体へ報告・相談すべき事例(改善と再発防止を主目的とし、事情聴取、口頭注意、報告徴収、改善計画書の徴収など対応がある。自治体ごとに程度の差はあると思われるが出来るだけマニュアル化)
- ・ 社内での対応(社内規定による)でよいとする事例(判断基準の提示)

## 6 不適正事例対策の検討における論点

自治体による立入検査及び指導・助言の対応強化が解決策の一つとは思いますが、地球温暖化対策など環境問題の多様化・広域化に対応するため、十分な人員や経験豊富な人材を確保できない状況のなかでの監視体制はどうあるべきか。

水質総量削減計画や自動車対策では自治体間の広域連携により取組みを推進してきたが、昨今固定発生源対策等については自治体間の情報交換の場も少ない。

環境基準を概ね達成している状況下においては、多少の排出基準超過があっても周辺大気へ

の影響は軽微であるという甘えにつながりやすい。現行法制下での「基準値超過事例」が相当に多いとなれば「基準値遵守」に向けた対策強化が求められるべきであり、工場の自主的な判断や対応に問題があるなら事業者の社会的責任の担保を強化すべきである。

ISO 14001の取得など、本社機能において環境配慮の重要性が謳われるなかで、本社と現場の環境意識の乖離をどう埋めていくのか。

公害防止に係る民間活力導入の検討を行い、ISO 認定業者や民間の大手測定業者等に専門家・指導者の養成、技術的マニュアル作成、相談窓口の設置、公開講座や出張教育など人材育成援助などの対応を委ねてはどうか。

事業者が測定結果等を自主的に公表する仕組みを構築し、地域との環境コミュニケーションの形成を図ることが不適正事案発生の抑止効果を持つと考えられるため、自主公表についても事業者任せとせず、国や自治体が先行事例等を紹介しながら、企業の公正さを担保でき、地域住民の意見等を集約できるルールづくりなどの検討を行う。

よい取組みを積極的に報告・宣伝させていくとともに、悪い事例についても、その対応結果や影響度等について客観的なコメントを加味しながら積極的に公表できるような仕組みを検討する。

## 7 国への要望等

環境基準やそれを達成するための排出基準については、社会状況の変化や環境技術の進歩及び調査研究の進展等を踏まえ、一定期間ごとに国が見直し検討を行うべきである。

見直しに当たっては、国の研究機関が地方自治体の環境・公害研究所と連携して検討すべきであるが、地方の環境研究所体制再編が進み、研究者の育成が懸念される。

大防法が整備されて30年以上を経過し、法の主旨や環境基準達成状況等を鑑み、運用解釈等について見直しが必要かどうか、原則的な議論も必要ではないか。

事業者に対する公平性、環境への影響度、自治体間の大気汚染状況や取組みの相違、費用対効果等を十分考慮して、対策立案のための基礎的な情報の整理やガイドラインの作成などについて検討を進めてほしい。

国、自治体、工場全てにおいて、ヒトと予算が限られ、かつてのような専門家が不在となっていること、法整備した頃のノウハウや技術の継承が困難になっている状況を十分に考慮し、早急に対応を図るべきである。